令和７年度決算に基づく
健全化判断比率等の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率についてお知らせします。

令和７年度決算に基づき算定した本市の各指標は、以下のとおりで、健全化判断比率はいずれも国が定める「早期健全化基準」を下回っており、また、各公営企業における資金不足比率は、資金の不足を生じた会計がないため該当がありませんでした。

実質公債費比率は、地方債の償還が進み、元利償還金に係る基準財政需要額として普通交付税に算入される額が減少したことなどから、昨年度に比べ0.2ポイント上昇しました。

また、将来負担比率は、地方債残高が減少したことや、公営企業等への地方債償還財源としての繰入見込額が減少したことに加え、各種基金の積立てを行ったことなどから、「－（将来負担なし）」となりました。

それぞれの比率は県内市町村平均及び全国市区町村平均を下回っており、今後も引き続き行財政改革を推進し、より健全な財政運営に努めてまいります。

■ 健全化判断比率

	滑川市の健全化判断比率		国が定める基準	
	７年度決算	（参考）前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	13.57%	20.00%
連結実質赤字比率	－	－	18.57%	30.00%
実質公債費比率（３か年平均）	5.1%	4.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－	－	350.0%	

※将来負担比率がないため、「－」と表示しています。

赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「－」と表示しています。

■ 資金不足比率

会　　計　　名	滑川市の資金不足比率		国が定める基準
	７年度決算	（参考）前年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0%
下水道事業会計	－	－	20.0%
工業団地造成事業特別会計	－	－	20.0%

※資金の不足額がないため、各公営企業における資金不足比率は、「－」と表示しています。

◆ 用語解説

○健全化判断比率

地方公共団体における財政状況がどの水準にあるのかを示すもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つの財政指標の総称です。

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}\ ※}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分なども要素に加えられています。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）} - \text{（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政健全化計画」を策定しなければならないこととされています。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも財政再生基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」を策定しなければならないこととされております。財政再生団体となった場合には、財政再生計画について総務大臣の同意を得ない限り、ほとんどの地方債発行が制限されます。

○資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

それぞれの公営企業において経営健全化基準以上になった場合には、各公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならないこととされております。

健全化判断比率等の対象範囲について

滑川市

